

# 病気や障害をお持ちのお子さんのために

## ● 相談・障害児サービスなど

### ■ 一宮児童相談センター

児童に対する療育・発達の相談、療育手帳の判定等をお受けします。

問合せ・・・一宮児童相談センター 0586-45-1558

### ■ あいち発達障害者支援センター

発達障害について電話やメール、来所での相談などをお受けします。

・電話による相談 相談専用電話 0568-88-0849 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）10:00～12:00、13:00～16:00

・メール、FAXによる相談 メール asca@pref.aichi.lg.jp FAX 0568-88-0964

（返信内容を検討するために、返信に時間が掛かります。ご了承ください。）

・来所による相談（月曜日・木曜日）要予約。0568-88-0811（内線8109）までご連絡ください。

場所：春日井市神屋町713-8（愛知県医療療育総合センター 地域支援課内）

問合せ・・・あいち発達障害者支援センター 0568-88-0811（代表）

### ■ 児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援

身近な地域の障害児支援の場として、地域の障害児やその家族に対する支援を行います。

### ■ 放課後等デイサービス

学校在学中の障害児に放課後の居場所としてだけでなく、夏休み等の長期休暇中においても、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するための支援を行います。

### ■ 保育所等訪問支援

保育所等を利用する障害児に対し、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

### ■ 障害児相談支援

障害児のサービスの申請をした方に、課題の解決や適切なサービスの利用に向けての相談及び利用計画を作成します。

問合せ・・・福祉課 障害者担当 0568-44-0321

## ● 医療費の助成など

病気やケガで医療機関等を受診した時の医療費自己負担分の一部又は、全額助成があります。

助成方法等については担当課へお問い合わせください。

### ■ 障害者医療費助成制度

対象者：身体障害者1～3級、療育A・B判定、自閉症と診断された方、  
腎臓機能障害4級の方、進行性筋萎縮症4～6級の方

### ■ 精神障害者医療費助成制度

対象者：自立支援医療（精神通院）を受給している方、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方、精神に関する治療のために入院している方

問合せ・・・保険年金課 医療担当 0568-44-0328

### ■ 小児慢性特定疾病医療（所得制限や自己負担があります）

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患にかかっており、疾病の状態が厚生労働大臣が定める程度である18歳未満の児童の医療費を助成します。

問合せ・・・江南保健所 0587-56-2157

■自立支援医療(育成医療)(所得制限や自己負担があります)

18歳未満の身体上の障害を有する児童が生活能力を得るために必要な医療に要する費用を助成します。

■自立支援医療(精神通院)(自己負担があります)

てんかんやその他精神疾患で通院治療に要する医療費を助成します。

■補装具費の支給(所得制限や自己負担があります)

■軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業(所得制限や自己負担があります)

身体機能の障害を補い、日常生活を容易にするための器具を購入(修理)するときにかかる費用を支給します。

問合せ・・・福祉課 障害者担当 0568-44-0321

●手帳の交付

手帳は、各種福祉サービスを受けるために、障害があることを証明するものです。

■身体障害者手帳(規定の診断書による申請が必要です)

視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内部(心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、小腸、ぼうこう・直腸、免疫)に永続する障害が認められた方に交付されます。

■療育手帳(一宮児童相談センターによる判定が必要です)

概ね18歳以前に知的障害が認められ、それが持続している方に交付されます。

■精神障害者保健福祉手帳(規定の診断書による申請が必要です)

一定の精神障害の状態にあると認められた方に交付されます。

問合せ・・・福祉課 障害者担当 0568-44-0321

●手当など

■犬山市障害者扶助料

身体・知的・精神に障害のある方、または自閉症状群と診断された方に手当が支給されます。

- ・支給額：身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の方 月額 2,600円
- 身体障害者手帳3・4級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳2級の方、
- 身体障害者手帳5・6級の進行性筋萎縮症の方、自閉症状群と診断された方 月額 2,300円
- 身体障害者手帳5・6級、療育手帳C判定、精神障害者保健福祉手帳3級の方 月額 1,300円

■愛知県在宅重度障害者手当(所得制限及び他の手当との併給制限などがあります)

身体または知的に障害のある方の障害などの状態により、その方に手当が支給されます。

- ・支給額：身体障害者手帳1・2級を有しIQ35以下の方 月額 15,500円
- 身体障害者手帳1・2級、IQ35以下、身体障害者手帳3級でIQ50以下の方 月額 6,750円

■障害児福祉手当(所得制限及び他の手当との併給制限などがあります)

重度の障害があり、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の方に手当が支給されます。

- ・支給額：〈国制度分〉身体障害者手帳1級(2級の一部含む)程度、IQ20以下程度 月額 14,880円
- 〈県制度分〉身体障害者手帳1・2級を有しIQ35以下の方 月額 6,900円
- 身体障害者手帳1・2級、IQ35以下の方 月額 1,150円

※県制度分は国制度分に加算して支給されます。

■特別児童扶養手当(所得制限などがあります)

障害のある20歳未満の方を養育している保護者に手当が支給されます。

- ・支給額：身体障害者手帳1・2級程度、IQ35以下程度の方 月額 52,500円
- 身体障害者手帳3級(4級の一部含む)程度、IQ50以下程度の方 月額 34,970円

問合せ・・・福祉課 障害者担当 0568-44-0321

※手当や助成制度などは金額、支給要件などが改正されることがあります。